

酒田市市有地売却の媒介制度について
ご案内

令和元年10月

酒田市総務部総務課

《 目 次 》

市有地売却の媒介制度の概要	
○制度の概要	3
媒介制度の手続きの流れ	
1 媒介の開始	4
2 媒介契約	4
3 媒介申請・買受申込み	5
4 媒介申請・買受申込みの取下げ	6
5 売買契約の締結	6
6 媒介報酬	6
7 媒介契約の解除	7
8 問い合わせ先	8

《 資 料 》

市有地売却の媒介に関する協定書	
○協定書	9
市有地売却の媒介に関する業務運営規則	
○業務運営規則	13
（様式第1号）市有地売却媒介依頼書	15
（様式第2号）市有地売却の媒介依頼の中断及び中止通知書	16
（様式第3号）市有地売却の媒介に関する契約書	17
（様式第4号）市有地売却の媒介申請書	19
（様式第5号）普通財産買受申込書	20
（様式第6号）市有地売却の媒介申請取下書	22
（様式第7号）普通財産買受申込取下書	23

酒田市市有地売却の媒介制度の概要について

制度の概要

(1) 対象物件

酒田市が売却する市有地のうち、媒介を依頼したものを対象とします。
なお、媒介依頼にあたっては、媒介依頼書により対象物件の一覧を提供します。

(2) 対象業者（媒介業者）

宅地・建物の取引を業とする下記の業者とします。
宅地建物取引業の免許を有しており、酒田市と「市有地売却の媒介に関する協定書」を締結している団体（締結団体）に所属している不動産会社、住宅建設会社等

(3) 内容

上記媒介業者による媒介で、市有地の購入希望者（申込者）が販売物件を購入し、売買代金の全額が酒田市に納入され、所有権移転登記が完了した後、酒田市から当該媒介業者に媒介報酬（仲介手数料）を支払います。

- ① 媒介報酬の額は、物件ごとの市有地売却価格を次の表の左欄に掲げる金額の区
分に
応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額
（千円未満の端数は切捨て）とします。
- ② 消費税及び地方消費税の課税業者にあつては、次の表の右欄に掲げる割合に消
費税及び地方消費税の額を加算するものとします。
- ③ 申込者に対しては、媒介に係る一切の報酬を請求できないものとします。

区 分	割 合
200万円以下の金額	100分の5
200万円を超え400万円以下の金額	100分の4
400万円を超える金額	100分の3

(4) 協定締結団体

公益社団法人 山形県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全日本不動産協会山形県本部

媒介制度の手続きの流れ

1 媒介の開始

(1) 媒介依頼

① 媒介依頼の通知の送付

酒田市から締結団体に、媒介を依頼する市有地（販売物件）の情報を記載した依頼書（別記様式第1号）を送付します。

② 会員への周知

酒田市からの媒介依頼の内容を、文書や掲示等の方法で所属会員に周知してください。

③ 媒介の開始

媒介業者は、媒介依頼の内容を把握し次第、販売物件について媒介を行うことができます。

④ 資料の請求

媒介業者は、販売物件及び売却条件等に関する資料を酒田市に請求することができます。ただし、酒田市のホームページからダウンロードすることにより当該資料を取得することができる場合は、その方法により取得してください。

(2) 媒介依頼の中断・中止

① 媒介依頼の中断及び中止通知の送付

酒田市が媒介依頼を中断又は中止する必要がある場合は、速やかに酒田市から締結団体に媒介依頼を中断又は中止する販売物件について通知書（別記様式第2号）を送付します。

② 会員への周知

酒田市からの媒介依頼の中断又は中止の内容を、文書や掲示等の方法で所属会員に周知してください。

2 媒介契約

(1) 媒介契約締結の事前調整

① 申込状況の確認

媒介業者が酒田市に申込者を紹介しようとする場合には、酒田市と媒介業者はあらかじめ「市有地売却の媒介に関する契約書」（別記様式第3号）（媒介契約）を締結することになります。

紹介した申込者に購入の意思があるときは、媒介業者から酒田市に連絡し、販売物件に既に申込み等が入っていないかどうか確認してください。同一の販売物件に

つき同日において二以上の媒介業者から書類の提出があった場合は、抽選により決定するものとします。

(2) 市有地売却の媒介に関する契約の締結

① 提出書類

宅地建物取引業者免許証（写し）1通が必要です。収入印紙は不要です。

② 媒介契約の有効期限

媒介契約は、原則として媒介契約締結後30日以内に売買契約が締結されない場合は、失効します。

③ 媒介契約の効力

媒介契約締結と同時に媒介申請の手続きが必要となります。

媒介申請については、[③](#)媒介申請を参照してください。

[③](#) 媒介申請・買受申込み

(1) 市有地売却の媒介申請書の提出

申込者が販売物件の買受けを申し込むときは、媒介申請の手続きが必要になります。

なお、各物件の売買契約期限、売買代金納期限等の条件、当該物件の現況、酒田市の販売条件等について申込者にご了解いただいた上で手続きをしてください。

① 提出書類

- 市有地売却の媒介申請書（別記様式第4号）
- 普通財産買受申込書（別記様式第5号）
- その他酒田市が指示する書類
（暴力団排除に関する誓約書、法人の場合…登記事項証明書及び印鑑証明書（発行日3か月以内のもの）、個人の場合…住民票、印鑑登録証明書（発行日3か月以内のもの））

② 普通財産買受申込書記入の上の注意点

- 申込者の自署
必ず販売物件の申込者本人の自署押印としてください。共有申込みの場合は共有者全員の自署押印が必要となります。
- 印鑑の統一
申込者が書類に押印する印鑑は、同一のものとし、官公署に印鑑登録をしているものを使用してください。
- 媒介報酬
酒田市の市有地売却の媒介では、申込者には媒介報酬を請求できませんので留意してください。

(2) 媒介申請書・普通財産買受申込書の提出後の手続き

市有地売却の媒介申請書及び普通財産買受申込書が提出された後、酒田市は、申込者について市税の滞納等の買受資格を確認し、その結果を申込者と媒介業者に通知します。

買受資格の確認を受けた申込者に対し、酒田市から契約手続き等について説明します。なお、説明のとき・売買契約を締結するときは、媒介業者は立ち会うこととなりますので留意してください。

4 媒介申請・買受申込みの取下げ

(1) 取下書の提出

市有地売却の媒介申請書及び普通財産買受申込書を提出した後、事情により申請を取り下げる必要が生じた場合は、取下書の提出が必要となります。

- 市有地売却の媒介申請取下書（別記様式6号）
- 普通財産買受申込取下書（別記様式7号）

(2) 取下書記入上の注意点

- 申込者の自署
必ず申込者本人の自署押印としてください。共有申込みの場合は共有者全員の自署押印が必要となります。
- 印鑑の統一
申込者が書類に押印する印鑑は、同一のものとし、官公署に印鑑登録をしているものを使用してください。

5 売買契約の締結

販売物件の売買契約の締結は、酒田市と申込者とで行います。媒介業者は、酒田市と申込者双方の契約日時の調整をお願いします。

6 媒介報酬

(1) 媒介報酬の支払時期

媒介報酬は、売買代金の全額が酒田市に納入され、所有権移転登記が完了した時点で支払いが可能となります。そのため、売買代金が納入されないなど、市有地売却の媒介が完了しなかった場合又は中断・中止された場合は、媒介報酬は支払いません。

(2) 媒介報酬請求手続き

媒介報酬は、当該媒介業者の請求に基づき支払うものとし、

所定の請求書に必要事項を記入し、媒介契約書に押印したものと同一の印鑑を押印し、酒田市に提出してください。請求書の提出を受理した日から30日以内に指定された金融機関口座に振り込みをします。

(3) 媒介報酬の金額

この制度に基づく媒介報酬の金額は、制度概要(3)に記載のとおりです。次の例を参考に計算してください。

○ 媒介報酬の総額(消費税10%の場合)	
例 売買価格8,000,000円の場合	
2,000,000円 × 5.50%(5%×消費税)	= 110,000円
2,000,000円 × 4.40%(4%×消費税)	= 88,000円
4,000,000円 × 3.30%(3%×消費税)	= 132,000円
合計	330,000円

(4) 広告の料金に相当する額

市有地売却の媒介が終了した場合において、売却業者が酒田市の依頼によって広告の料金(大手新聞への広告掲載料等媒介報酬の範囲内で賄うことが相当でない多額の費用を要する特別の広告)を負担したときは、媒介を終了した市有地の売却価格に100分の1を乗じて得た額(千円未満の端数は切捨て)を支払います。なお、請求の手続き等については媒介報酬の手続きに準じます。

① 提出書類

広告掲載物(写し)及び広告掲載費用が分かる資料が各1部ずつ必要です。

7 媒介契約の解除

(1) 媒介契約の解除

酒田市は、媒介業者が次のいずれかに該当する場合には、媒介業者との媒介契約を解除することができるものとします。

- ① 媒介業者が、市有地売却の媒介について、信義を旨とし誠実に遂行する義務に違反したとき。
- ② 媒介業者が、媒介契約に係る重要な事項について故意若しくは重過失により事実を告げず、又は不実なことを告げる行為をしたとき。
- ③ 媒介業者が、宅地建物取引業に関して不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- ④ 媒介業者が、媒介契約の履行をしないとき。
- ⑤ その他の事情により市有地売却の媒介が不要になったとき。

(2) 媒介契約の解除の通知

酒田市は、媒介契約を解除する場合には、速やかにその旨を媒介業者に通知します。
また、媒介契約が解除された場合には、媒介業者はこれに係る報酬及び費用償還の請求をすることはできません。

8 問い合わせ先

その他詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

〒998-8540

酒田市本町二丁目2番45号

酒田市総務部総務課管理係

TEL 0234-26-5709

FAX 0234-26-3688

E-mail somu@city.sakata.lg.jp

市有地売却の媒介に関する協定書

酒田市長 丸山 至（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、甲の施行する市有地公募売却事業に係る市有地売却の媒介に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲は、市有地を売却する地方公共団体として、乙は、宅地建物取引業に携わる公益社団法人として、各々の社会的使命を有する立場と双方の信義、誠実の原則に立ち、この協定に基づく市有地売却の媒介に関し、提携、協力することにより、市有地売却の適正かつ円滑な推進と宅地建物取引業の健全な発展に資するものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「市有地売却の媒介」とは、乙に属する宅地建物取引業者（以下「媒介業者」という。）が甲に対して市有地の購入を希望する者（以下「申込者」という。）を紹介することをいう。

（媒介業者に対する周知）

第3条 乙は、媒介業者に対しこの協定に定める事項及び第13条に規定する業務運営規則に定める事項その他市有地売却の媒介に関し必要な事項を周知するものとする。

（市有地売却の媒介の依頼）

第4条 甲は、市有地売却の媒介を依頼するときは、当該市有地の売却価格等の売却条件を付し、別に定める書類により乙に依頼するものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙以外の者にも併せて当該市有地の媒介を依頼することができるものとする。

（市有地売却の媒介の開始及び終了）

第5条 媒介業者は、乙からの通知により、市有地売却の媒介を行うものとする。

2 市有地売却の媒介は、当該市有地の売買代金が甲に全額納付され、所有権移転登記が完了したときをもって終了する。

3 甲は、乙以外の依頼先において、又は甲自らが申込者を選定したときは、乙にその旨を速やかに連絡するものとする。

4 甲は、第1項の市有地売却の媒介を中断し、又は中止させる必要があると判断したときは、乙にその旨を通知するものとする。

（媒介契約の締結）

第6条 媒介業者が甲に対し申込者を紹介しようとする場合は、甲及び媒介業者は、あらかじめ市有地売却の媒介に関する契約（以下「媒介契約」という。）を締結するものとする。

2 前項の契約を締結するときは、媒介業者は、別に定める書類を甲に対し提出するものとする。

3 同一の市有地につき同日において二以上の媒介業者から前項の書類の提出があった場

合は、抽選により決定するものとする。

- 4 媒介業者は、第2項の書類を提出した後においてその媒介を中止する場合は、速やかに甲に連絡し、別に定める書類を提出するものとする。

(買受資格の確認)

第7条 甲は、前条第2項の規定による書類を受理した日を基準日として当該申込者について市税の滞納等の買受資格を確認し、その結果を当該申込者及び当該媒介業者に対し通知するものとする。

(売買契約の締結)

第8条 市有地の売買契約の締結は、甲及び前条の規定による買受資格の確認を受けた申込者が行い、媒介業者は、甲及び申込者双方の契約の準備に協力し、市有地の売買契約を締結するときに立ち会うものとする。

- 2 申込者に対する市有地に関する説明は、甲が行うものとする。

(媒介報酬の額及び支払時期)

第9条 市有地売却の媒介に係る報酬(以下「媒介報酬」という。)の額は、市有地の売却価格を次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額(1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた金額)とする。

区分	割合
200万円以下の金額	100分の5
200万円を超え400万円以下の金額	100分の4
400万円を超える金額	100分の3

- 2 消費税及び地方消費税の課税業者にあつては、前項の表の右欄に掲げる割合に消費税法(昭和63年法律108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により算出される額を加算するものとする。

- 3 甲は、当該市有地の売買代金が全額納付され、所有権移転登記が完了した後、当該媒介業者からの請求に基づき、請求書を受理した日から30日以内に当該媒介業者に媒介報酬を支払うものとする。

(申込者に対する媒介報酬の請求の禁止)

第10条 媒介業者は、申込者に対し媒介報酬を請求することができないものとする。

(媒介契約の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に規定する媒介契約を解除することができる。

- (1) 媒介業者が、市有地売却の媒介について、信義を旨とし誠実に遂行する義務に違反したとき。
- (2) 媒介業者が、媒介契約に係る重要な事項について故意若しくは重過失により事実を告げず、又は不実なことを告げる行為をしたとき。
- (3) 媒介業者が、宅地建物取引業に関して不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (4) 媒介業者が、媒介契約の履行をしないとき。

(5) その他の事情により市有地売却の媒介が不要になったとき。

2 甲は、前項の規定により媒介契約を解除する場合は、速やかにその旨を媒介業者に通知しなければならない。

3 第1項各号の規定により媒介契約が解除された場合において、媒介業者はこれに係る報酬及び費用償還の請求をすることができない。

(苦情紛争の処理)

第12条 この協定に基づく業務に関して苦情又は紛争が発生した場合は、甲及び乙が協議した上で、乙の責任において処理するものとする。

(業務運営規則)

第13条 甲は、この協定に基づく業務を適正かつ円滑に遂行するため、業務運営規則を定めるものとする。

2 前項の業務運営規則は、甲及び乙が協議して定めるものとし、これを変更する場合も同様とする。

(協定の解除)

第14条 甲は、乙がこの協定に基づく業務に関し不正又は不誠実な行為をしたときは、この協定を解除することができる。

2 甲又は乙は、この協定に基づく業務の履行の必要がなくなったと判断したときは、甲及び乙が協議してこの協定を解除するものとする。

(経費の負担)

第15条 この協定に基づき乙が行う行為に要する経費は、乙の負担とする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成29年3月31日までとする。ただし、その満了する日の30日前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、その満了する日からさらに1年延長するものとし、以後同様とする。

(管轄裁判所)

第17条 この協定に関して訴訟等が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(協議事項)

第18条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印をして、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 酒田市本町二丁目2番45号

酒 田 市 長 丸 山 至 ⑩

乙

⑩

市有地売却の媒介に関する業務運営規則

市有地売却の媒介の業務については、市有地売却の媒介に関する協定書（以下「協定書」という。）及びこの市有地売却の媒介に関する業務運営規則（以下「規則」という。）の定めるところによる。

（目的）

第1条 この規則は、協定書第13条の規定に基づき、市有地売却の媒介に関する手続等を定め、業務の適正かつ円滑な遂行に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、協定書において使用する用語の例による。

（市有地売却の媒介依頼等）

第3条 協定書第4条第1項の規定による市有地売却の媒介の依頼は、市有地売却媒介依頼書（別記様式第1号）によるものとする。

（市有地売却の中止等）

第4条 協定書第5条第4項の規定による市有地売却の媒介の中断又は中止は、市有地売却の媒介依頼の中断及び中止通知書（別記様式第2号）によるものとする。

（市有地売却の媒介）

第5条 協定書第6条第1項の規定による媒介契約は、市有地売却の媒介に関する契約書（別記様式第3号）によるものとする。

2 協定書第6条第2項の規定による別に定める書類は、市有地売却の媒介申請書（別記様式第4号）、普通財産買受申込書（別記様式第5号）及び甲が指示するものによるものとする。

3 協定書第6条第4項の規定による別に定める書類は、市有地売却の媒介申請取下書（別記様式第6号）及び普通財産買受申込取下書（別記様式第7号）によるものとする。

（媒介契約の失効）

第6条 媒介契約は、原則として媒介契約締結後30日以内に協定書第8条の売買契約が締結されない場合は、失効するものとする。

（広告の料金に相当する額の支払い）

第7条 協定書第5条第2項の規定により市有地売却の媒介が終了した場合において、当該媒介業者が、甲の依頼によって広告の料金（大手新聞への広告掲載料等協定書第9条に規定する媒介報酬の範囲内で賄うことが相当でない多額の費用を要する特別の広告の料金をいう。）を負担したときは、甲は当該媒介業者に対し、広告の料金に相当する額（以下「広告料金相当額」という。）を支払うことができる。

2 前項の広告料金相当額は、市有地売却の媒介を終了した市有地の売却価格に100分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

（個人情報保護の保護）

第8条 乙は、個人情報収集にあたっては、当該個人情報を取り扱う事務の利用の目的（以下「利用目的」という。）を明確にし、当該利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために収集した個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

3 乙及び媒介業者は、市有地売却の媒介等の実施にあたり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

殿

酒田市長

印

市有地売却媒介依頼書

下記の市有地売却の媒介について、市有地売却の媒介に関する協定書第4条第1項の規定により依頼します。

記

1. 媒介を依頼する市有地

物件番号	所在地番	地目	地積 (㎡)	売却価格 (円)

2. 依頼期間

3. 契約条件

殿

酒田市長

印

市有地売却の媒介依頼の中断及び中止通知書

年 月 日付け第 号で依頼した下記の市有地売却の媒介について、媒介依頼を中断・中止したいので、市有地売却の媒介に関する協定書第5条第4項の規定により通知します。

記

1. 媒介依頼を中断・中止する市有地

物件番号	所在地番	地目	地積 (m ²)	売却価格 (円)

2. 中断・中止する日

3. 中断・中止する理由

市有地売却の媒介に関する契約書

酒田市長 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、市有地売却の媒介に関する協定(以下「協定書」という。)に基づき、次のとおり市有地売却の媒介に関する契約を締結する。

(総則)

第1条 甲及び乙は、双方の信義、誠実の原則に基づき、市有地売却の適正かつ円滑な推進に資するものとする。

(契約の趣旨)

第2条 乙は、末尾記載の土地(以下「市有地」という。)を甲が売却するにあたり、市有地の購入を希望する者(以下「申込者」という。)と甲との売買契約の媒介を行うものとする。

(業務の内容及び媒介報酬の支払い)

第3条 乙は、末尾記載の市有地について、甲が売買契約を締結することができるよう申込者との媒介を行い、次の書類を甲に提出するものとする。

- (1) 普通財産買受申込書
- (2) その他甲が指示する書類

2 甲は、申込者から売買代金が全額納付され、所有権移転登記が完了した後、乙からの請求に基づき、媒介報酬を支払うものとする。

(媒介報酬の額)

第4条 前条第2項の媒介報酬の額は、協定書第9条の規定により算出した額とする。

(申込者への報酬請求の禁止)

第5条 乙は、申込者に対し媒介報酬を請求することができないものとする。

(甲の解除権)

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 媒介業者が、市有地売却の媒介について、信義を旨とし誠実に遂行する義務に違反したとき。
- (2) 媒介業者が、媒介契約に係る重要な事項について故意若しくは重過失により事実を告げず、又は不実なことを告げる行為をしたとき。
- (3) 媒介業者が、宅地建物取引業に関して不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (4) 媒介業者が、媒介契約の履行をしないとき。
- (5) その他の事情により市有地売却の媒介が不要になったとき。

(苦情紛争の処理)

第7条 乙は、甲に対し市有地売却の媒介を行うにあたり、第三者との間に苦情又は紛争が

発生した場合は、乙の責任において処理するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、個人情報を収集するにあたっては、当該個人情報を取り扱う事務の利用の目的(以下「利用目的」という。)を明確にし、当該利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために収集した個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

3 乙は、媒介業務等の実施にあたり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(契約の失効)

第9条 この契約は、この契約を締結した日から30日以内に売買契約が締結されない場合には失効するものとする。ただし、甲がやむを得ない事情があると認めるときは、これを延長することができる。

(費用負担)

第10条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(所管裁判所)

第11条 この契約に関して訴訟等が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(協議事項)

第12条 この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、甲及び乙が記名押印をして、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 酒田市本町二丁目2番45号
酒 田 市 長

Ⓜ

乙

Ⓜ

市有地の表示

物件番号	所在地番	地目	地積 (㎡)	売却価格 (円)

酒田市長

宛

所在地

名称及び

代表者職氏名

印

電話番号

市有地売却の媒介申請書

下記の市有地売却の媒介について、市有地売却の媒介に関する協定書第6条第2項の規定により申請します。

記

1. 媒介を申請する市有地

物件番号	所在地番	地目	地積 (㎡)	売却価格 (円)

2. 申込者

住所

氏名

電話番号

酒田市長 宛

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者職氏名

⑩

電話番号

普通財産買受申込書

市有地売却の媒介に係る下記の普通財産の買受けを申し込みます。なお、現地、現況を確認し、酒田市の提示する契約条件を承諾します。

記

1. 買受けを申し込む普通財産

物件番号	所在地番	地目	地積 (㎡)	売却価格 (円)

2. 添付書類

誓約書

登記事項証明書、印鑑証明書（発行日3か月以内のもの）（法人の場合）

住民票、印鑑登録証明書（発行日3か月以内のもの）（個人の場合）

誓 約 書

私（当社）は、普通財産の買受けを申し込むにあたり、次のことを誓約します。

1. 私（当社）は、下記の買受人資格の欠格条項に該当しません。
2. 私（当社）は、売却物件の使用に関する条件を遵守します。
3. 私（当社）は、買受資格の確認を得た場合は、契約に関する規定を遵守します。

なお、下記の買受人資格の欠格条項該当の有無を確認するための酒田市の調査について同意します。

年 月 日

酒田市長

宛

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者職氏名

印

記

1. 買受人資格の欠格条項

- ① 当該売却に係る契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - イ) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ロ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ハ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ⑤ ホ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - ⑥ ヘ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - ⑦ ト) 一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- ④ 納付すべき酒田市税の滞納がある者
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員
 - ⑥ 次のいずれかに該当すること。
 - イ) 役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
 - ホ) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

2. 売却物件の使用に関する条件

反社会的活動のために利用するなど公序良俗に反する使用を目的としないこと。

酒田市長

宛

所在地

名称及び

代表者職氏名

印

電話番号

市有地売却の媒介申請取下書

年 月 日付けで申請した下記の市有地売却の媒介について、市有地売却の媒介に関する協定書第6条第4項の規定により取り下げます。

記

1. 媒介申請を取り下げる市有地

物件番号	所在地番	地目	地積 (㎡)	売却価格 (円)

2. 申込みを取り下げる者

住所

氏名

電話番号

酒田市長 宛

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者職氏名

⑩

電話番号

普通財産買受申込取下書

市有地売却の媒介に係る下記の普通財産の買受けについて、 年 月 日に申込みをしましたが、都合により取り下げます。

記

1. 申込みを取り下げる普通財産

物件番号	所在地番	地目	地積 (㎡)	売却価格 (円)